

第 2 次江別市環境管理計画 骨子案

令和 5 (2023) 年 3 月 15 日時点

江別市

1.計画策定の背景・目的など

1-1.計画策定の背景

本市では、平成 4（1992）年に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「アジェンダ 21」を踏まえ、環境の基本計画となる「えべつアジェンダ 21ー江別市環境管理計画ー」を平成 7（1995）年度に策定しました。

この江別市環境管理計画は、平成 11（1999）年 12 月に制定した江別市環境基本条例の理念や、江別市総合計画の計画期間との整合を図りながら、前期（平成 7（1995）年度～平成 15（2003）年度）、中期（平成 16（2004）年度～平成 25（2013）年度）、後期（平成 26（2014）年度～令和 5（2023）年度）で運用してきたところです。

この計画に基づき、市民・事業者と市が協力して環境の改善に努めてきたことから、本市における環境の状況はおおむね良好な状態を保ってきました。

一方、環境を取り巻く社会情勢は変化しており、平成 27（2015）年のパリ協定を契機に取組が加速している地球温暖化対策を筆頭に、資源循環や生態系の保全などの様々な環境問題に対して、環境・経済・社会の統合的向上を目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用した総合的な視点で取り組んでいくことが求められています。

また、平成 30（2018）年に国が策定した第 5 次環境基本計画では、各地域がその特性や地域資源を最大限に活用しながら自立分散型の社会を形成しつつ、地域間で補完し支え合う考え方である「地域循環共生圏」が提唱されています。

このように、環境を取り巻く社会情勢は変化を続けていることから、本市もこれらの情勢を踏まえて適切に対応していくことが求められています。

1-2.計画策定の目的

本市における環境課題への対策と、重要度が高まってきている地球温暖化対策を効率的・効果的に進めるために、環境管理計画と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を統合して、今後の 10 年間で本市が目指すべき環境の将来像や、環境施策の基本的な展開方向を示すために策定するものです。

1-3.計画の位置付け

本計画は、第7次江別市総合計画を環境面から推進するために、江別市環境基本条例に基づき策定するもので、本市における良好な環境の保全及び創造を進める上で基本となるものです。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定された地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含するものです。

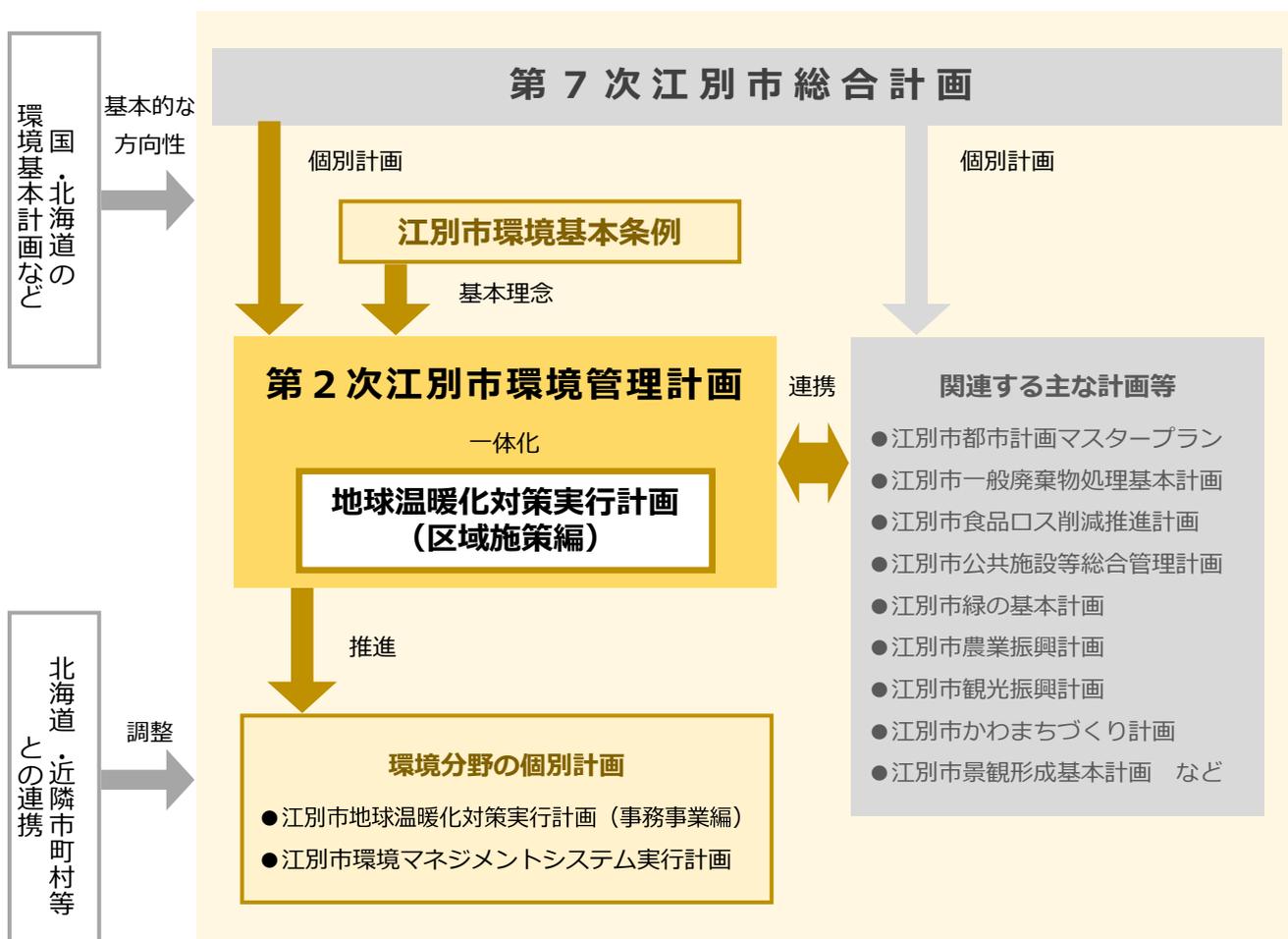


図1 計画の位置付け

1-4.環境の範囲

本計画で取り組む環境の範囲は、身近な生活圏から地球全体に広がる範囲とします。

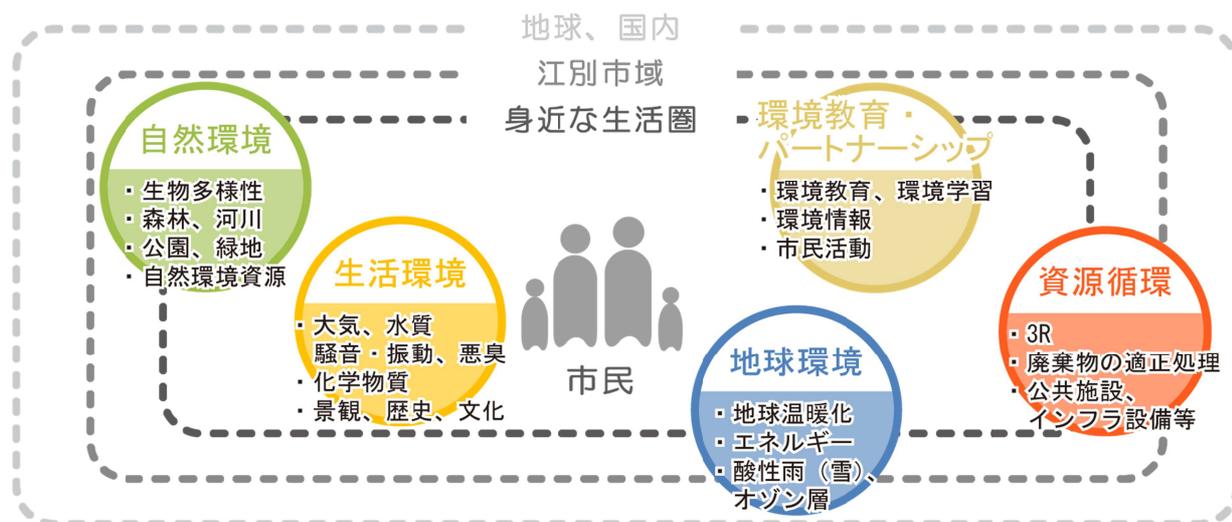


図2 計画で対象とする環境の範囲

1-5.計画策定の内容

本計画は、江別市環境管理計画後期推進計画の取組を継続するとともに、環境を取り巻く社会情勢を踏まえて、強化すべき内容や、新たに位置付けが必要とされている内容に対応する形で計画を策定します。

	環境管理計画で位置付けられる主な内容	後期計画での位置付け	第2次計画での位置付け	国の環境基本計画での位置付け
地球環境	地球温暖化対策	○	継続	重点戦略②(2)
	省エネルギーの推進	○	継続	重点戦略①(2)
	・省エネ設備の導入	○	継続	
	再生可能エネルギーの活用	○	継続	重点戦略①(2)・③(1)
	次世代エネルギーの活用	×	新規	重点戦略①(2)
	その他の地球環境	○	継続	
循環資源	3Rの推進(食品ロス対策・プラスチックの3R等)	○	継続	重点戦略④(1)
	廃棄物の適正処理	○	継続	重点戦略④(3)
	環境負荷に優しい製品などの調達	○	継続	重点戦略①(1)
	公共施設・インフラ設備の維持管理・有効活用	×	新規	重点戦略②(2)
自然環境	生物多様性の保全	○	継続	重点戦略②(1)
	森林の保全・再生	○	継続	重点戦略②(1)
	水辺の環境の保全・再生	○	継続	重点戦略②(1)
	公園・緑地の保全と緑化活動の推進	○	継続	
	農地の保全	○	継続	
	自然環境資源の有効活用	○	継続	重点戦略③(2)
生活環境	大気環境の保全	○	継続	重点戦略④(3)
	水環境の保全	○	継続	重点戦略④(3)
	騒音・振動の防止	○	継続	
	悪臭の防止	○	継続	
	有害化学物質対策の推進	○	継続	重点戦略④(3)
	景観、まちの潤いの保全及び形成	○	継続	
教育環境	環境教育の推進・技術支援・人材育成	○	継続	重点戦略④(2)
	環境情報の集約・発信・普及啓発	○	継続	
	市民参加・各主体の協働・活動支援	○	継続	

※青字：これまでの取組を強化すべき分野です。

赤字：新たに位置付けが求められている分野です。

図3 環境管理計画で位置付けられる主な内容

1-6.計画の期間

本計画における計画期間は、第7次江別市総合計画に合わせて、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、令和10（2028）年度を中間年として、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

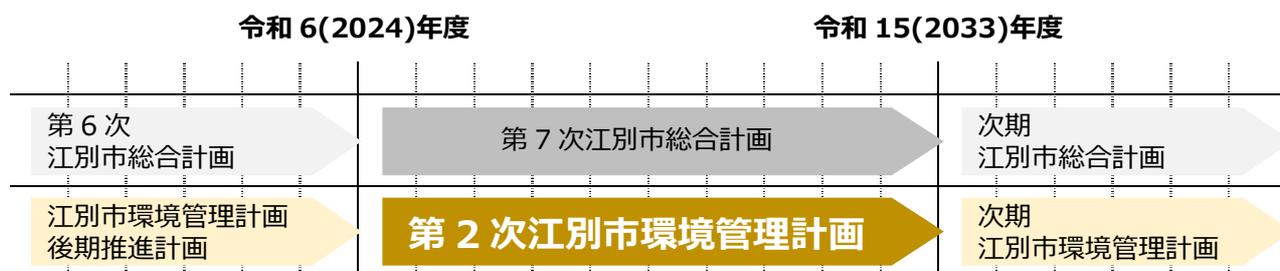


図4 計画の期間

2.環境の将来像

本計画は、江別市環境基本条例の基本理念のもと、環境の保全及び創造を重視し、以下の将来像の実現を目指します。

この将来像は、第7次江別市総合計画における基本目標として掲げているものでもあります。

めざす環境の姿

豊かな自然とともに暮らす、
環境にやさしく、美しいまち

3.各分野の目標と環境施策等

将来像

環境目標

環境施策の柱

豊かな自然とともに暮らす、環境にやさしく、美しいまち

01 地球環境

地球規模の環境負荷低減に貢献するまち

省エネルギーの実施や地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入に取り組むとともに、交通や都市構造など社会インフラの脱炭素化を進めて温室効果ガス排出量を削減するなど、脱炭素社会を実現するまちを目指します。

脱炭素社会の実現

資源・エネルギーの有効利用

02 資源循環

限りある資源を大切にすまち

3R に取り組んでごみの発生量を削減するとともに、プラスチックのリサイクル体制の整備や、環境に配慮した製品の活用などで資源の有効活用を進めるなど、資源を大切にする循環型のまちを目指します。

循環型社会の形成

03 自然環境

豊かな自然が生活と調和したまち

道立自然公園野幌森林公園や石狩川を始めとした豊かな自然を、将来の世代に継承していくために、現在ある生物多様性や自然環境の維持・保全や活用を進めるなど、自然と生活が調和したまちを目指します。

生態系の保全

身近な緑・水辺の保全と創出

04 生活環境

安心して快適に暮らし続けられるまち

大気・水質・騒音・振動・悪臭など、生活に密接に関わる身近な生活環境を監視し、安心して暮らせるまちを目指します。

また、れんがのある街並みづくりや景観の維持、まちの美化を進めて、快適に暮らせる魅力あるまちを目指します。

良好な生活環境の確保

個性と魅力ある都市空間の創造

05 環境教育・パートナーシップ

誰もがいきいきと取組ができるまち

全ての市民が環境意識を高められるように、環境教育・環境学習に触れられる機会の創出や、分かりやすい環境情報の発信を進めるとともに、市民・事業者・市が協力して環境活動を行える環境を整備するなど、誰もが率先して環境の取組を実施・参加できるまちを目指します。

環境教育の推進・環境意識の向上

参加と協働による環境保全

環境施策

施策 1 ▶ 計画的な地球温暖化対策の推進
施策 2 ▶ 脱炭素まちづくりの推進
施策 3 ▶ 資源・エネルギーの有効利用
施策 4 ▶ 酸性雨（雪）対策、オゾン層の保護

具体的な取組

○ 温室効果ガス排出量の削減
○ 都市のコンパクト化
○ 省エネルギー機器の導入
○ 再生可能エネルギーの地域利活用
○ 次世代エネルギーの活用検討 など

施策 1 ▶ ごみ減量化の推進
施策 2 ▶ 適正なごみ処理の推進
施策 3 ▶ 環境配慮型製品などの利用促進
施策 4 ▶ 公共施設・インフラ設備の維持管理
・有効活用

○ 2Rを優先した3Rの推進
○ 食品ロスの削減
○ プラスチックごみの削減
○ 適切なごみ処理体制の維持
○ 環境に配慮した製品購入の推進 など

施策 1 ▶ 生物多様性の保全
施策 2 ▶ 野生生物との共存
施策 3 ▶ 森林・河川等の保全
施策 4 ▶ 公園・緑地の整備
施策 5 ▶ 農地の保全
施策 6 ▶ 自然環境資源の有効活用

○ 緑地や水辺の生態系ネットワークの充実
○ 野生生物との共存に関する情報提供
○ 公園・緑地の適正な維持管理
○ 植樹活動や花植え活動への支援
○ 良好な農地の保全
○ グリーンツーリズムの支援 など

施策 1 ▶ 大気の保全
施策 2 ▶ 水質の保全
施策 3 ▶ 騒音・振動の防止
施策 4 ▶ 悪臭の防止
施策 5 ▶ 化学物質、その他の環境汚染等の防止
施策 6 ▶ 地域特性を活かした空間・場の創造
施策 7 ▶ 地域の環境美化の推進

○ 大気汚染物質の測定の実施
○ 河川の水質測定の実施
○ 道路交通騒音の測定の実施
○ 悪臭に係る立入検査の実施・指導
○ ダイオキシン類の環境測定の実施
○ 都市景観賞の実施
○ 歴史的建造物や文化財などの保存と活用
○ 環境美化に係る普及・啓発 など

施策 1 ▶ 環境教育・環境学習の充実
施策 2 ▶ 環境情報の充実と発信
施策 3 ▶ 環境活動に関する連携・協働体制の構築

○ 地域や学校での環境教育の推進
○ 分かりやすい環境情報の発信
○ 多様な主体が連携する環境活動の推進 など

※ 下線が引かれている施策・取組は、区域施策編と共通する部分です。



01 地球環境

地球規模の環境負荷低減に貢献するまち

代表的な取組内容

施策 1 ▶ 計画的な地球温暖化対策の推進

- 「江別市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市有施設や各事業で省エネルギー行動やリサイクルに取り組むなど、地球温暖化対策を率先して推進します。
- 市全体で省エネルギー行動や再生可能エネルギー導入に取り組むなど、市域における地球温暖化対策を推進します。

施策 2 ▶ 脱炭素まちづくりの推進

- バスや JR など公共交通機関の利用を促すとともに、自転車を有効活用できる環境づくりを進めます。
- ごみの発生量を減らして、ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 二酸化炭素吸収源となる森林や緑地の保全に努めます。

施策 3 ▶ 資源・エネルギーの有効利用

- 市有施設の新築や改修にあたっては、環境負荷に配慮し、省エネルギー型の設備や、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備の導入について検討します。
- 地域のポテンシャルを最大限活かし、域内における再生可能エネルギーの導入・活用の拡大に努めます。
- 水素などの次世代エネルギーについて、動向などの最新の情報収集に努めるとともに、状況に応じた対応を検討します。

施策 4 ▶ 酸性雨（雪）対策、オゾン層の保護

- 酸性雨（雪）及び越境大気汚染について、情報の収集・調査を行います。

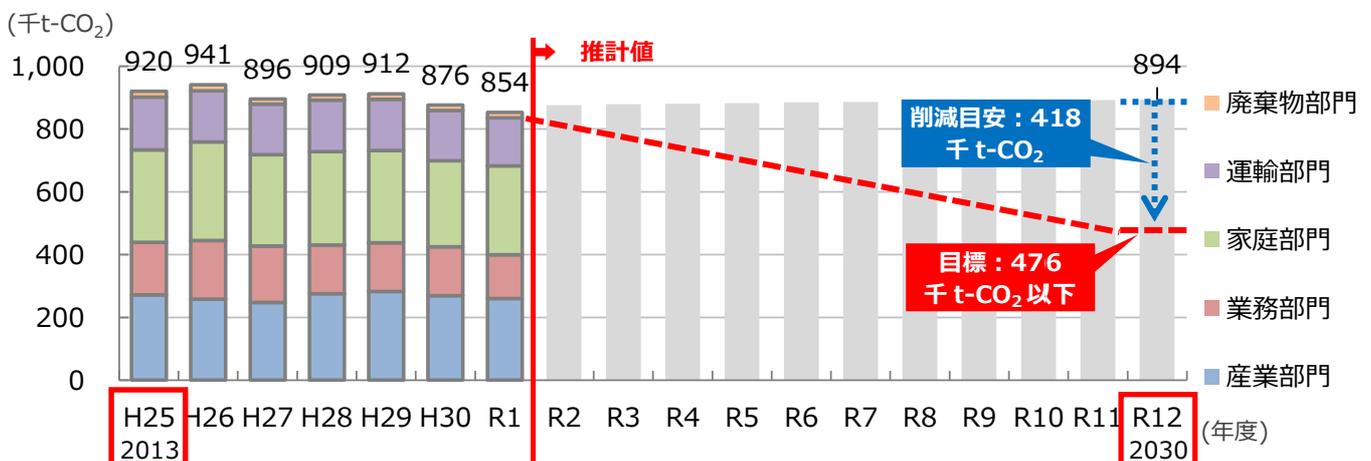


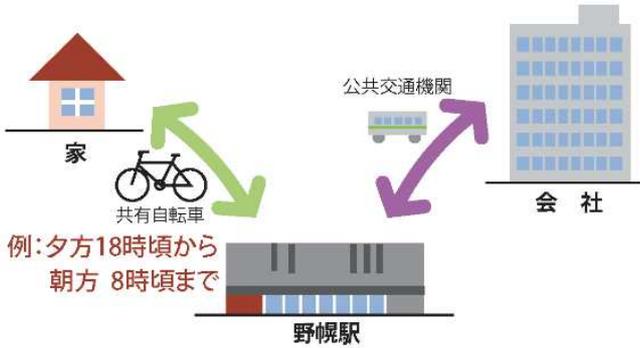
図 5 温室効果ガス排出量の推移

サイクルシェアリングのイメージ

サイクルシェアリングでは、会員登録された方々で野幌駅を中心に共有自転車を24時間有効に利用します。

①一般会員

朝方と夕方に野幌駅と自宅の往復に利用する会員



②情報大会員

朝方から夕方まで野幌駅と北海道情報大学の往復に利用する会員

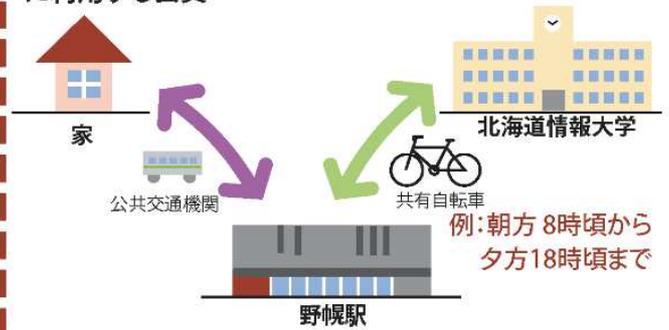
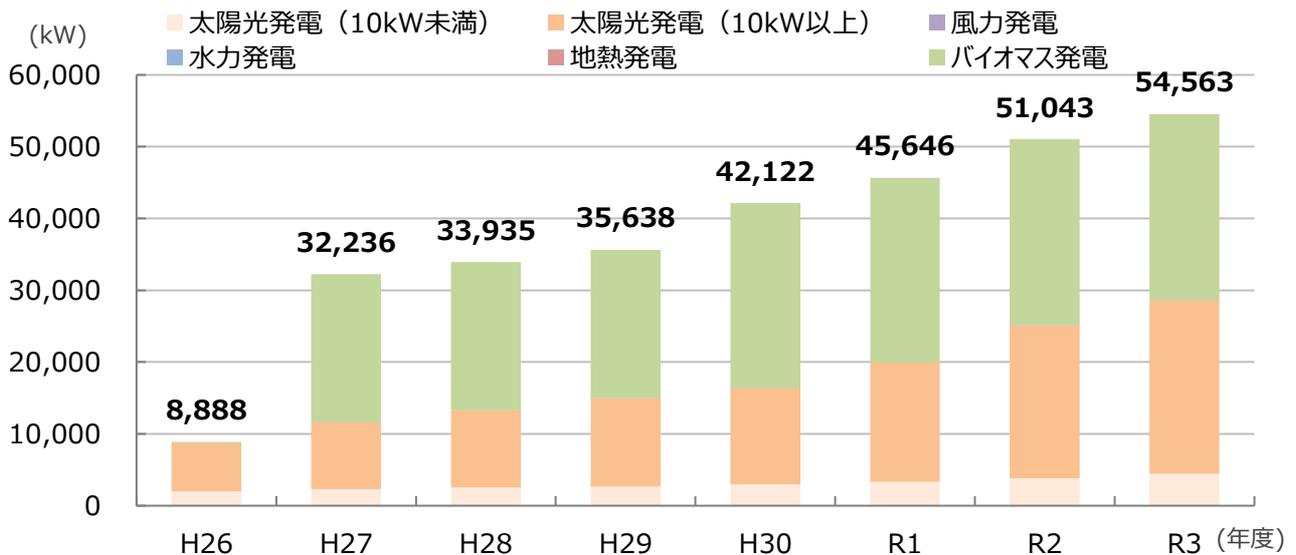


図 6 サイクルシェアリングのイメージ



(kW)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
太陽光発電 (10kW未満)	1,987	2,314	2,532	2,654	2,969	3,337	3,818	4,443
太陽光発電 (10kW以上)	6,742	9,292	10,774	12,335	13,424	16,580	21,297	24,191
風力発電	-	-	-	20	20	20	20	20
水力発電	-	-	-	-	-	-	-	-
地熱発電	-	-	-	-	-	-	-	-
バイオマス発電	160	20,630	20,630	20,630	25,710	25,710	25,910	25,910
合計	8,888	32,236	33,935	35,638	42,122	45,646	51,043	54,563

図 7 再生可能エネルギーの導入容量累積の経年変化

資料：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト（経済産業省）

02 資源循環

限りある資源を大切にすまち

代表的な取組内容

施策 1▶ごみ減量化の推進

- 広報やリーフレット、出前講座などによる2R（リデュース=発生抑制、リユース=再使用）の取組、ごみ減量化についての普及啓発を継続して進めます。
- 江別市食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロスの削減に向けた取組を進めます。
- 自治会等による集団資源物回収などへの支援を行い、リサイクル活動を推進します。
- プラスチック資源の3R+Renewableのために、ワンウェイプラスチックの使用削減や、プラスチックごみの適正排出について、普及啓発を行います。

施策 2▶適正なごみ処理の推進

- 環境クリーンセンター（ごみ処理施設）や民間処理業者の活用による、適切かつ有効なごみ処理体制を維持します。
- 不法投棄や野焼きを防止するため、市民や事業者と協働して監視・通報体制を拡大します。

施策 3▶環境配慮型製品などの利用促進

- エコマーク商品やグリーンマーク商品など環境に配慮した製品の購入を推進します。

施策 4▶公共施設・インフラ設備の維持管理・有効活用

- 公共施設やインフラ設備の長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化を進めて、既存のインフラの価値向上や有効活用を図ります。



図 8 食材使い切りレシピ講習会の様子

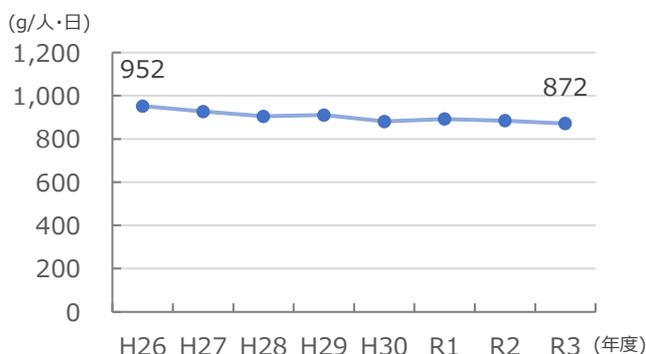


図 9 市民一人一日当たりのごみ排出量の推移

03 自然環境

豊かな自然が生活と調和したまち

代表的な取組内容

施策 1▶ 生物多様性の保全

- 野生生物の生息域である樹林地などにおいて、「環境緑地保護地区」、「鳥獣保護区」などの保全手法を活用していきます。

施策 2▶ 野生生物との共存

- 市街地及び周辺のカラス、キツネ、エゾシカ、ハチなどによる生活被害を軽減するために、これら野生生物への対応や共存のあり方について情報提供に努めます。

施策 3▶ 森林・河川等の保全

- 道立自然公園野幌森林公園などの良好な自然は、国や北海道の機関などとの情報の共有や連携をする中で地域ぐるみの保全を進めます。
- 水辺空間の要素を成す河川や湖沼、周辺の樹林地を治水機能との調和を図りつつ保全します。

施策 4▶ 公園・緑地の整備

- 身近な公園については、市民参加による計画・整備を進めます。
- 街路樹の整備や公共空間の緑化を推進します。

施策 5▶ 農地の保全

- 「農業振興地域整備計画」に基づき、農地を良好な状態に維持することで、緑景観機能を保全します。

施策 6▶ 自然環境資源の有効活用

- 地域資源である「食」や「農」を活かしたグリーンツーリズムや6次産業化を推進するとともに、市内の豊かな自然環境を活用した新たな観光資源の掘り起こしに取り組むなど、自然環境資源の有効活用を進めます。



図 10 市民参加による公園再整備のイメージ



図 11 名木百選ウォッチング

04 生活環境

安心して快適に暮らし続けられるまち

代表的な取組内容

施策 1▶大気の保全

- 大気汚染物質の測定を行います。

施策 2▶水質の保全

- 河川の水質測定を定期的に行います。

施策 3▶騒音・振動の防止

- 騒音発生施設を有する工場・事業所などに対し、関係法令に基づき規制基準の遵守、並びに施設の適切な維持管理を指導します。

施策 4▶悪臭の防止

- 工場・事業所などへの立入検査を実施するとともに、悪臭発生施設並びに防止施設の維持管理や近隣への配慮について指導・啓発します。

施策 5▶化学物質、その他の環境汚染等の防止

- 関係機関との連携・協力により、ダイオキシン類の環境測定を推進するとともに、それらに関する適切な情報提供に努めます。

施策 6▶地域特性を活かした空間・場の創造

- 歴史的な建造物や文化財、れんがを活用した建物などを地域の環境特性を踏まえながら保存・活用を図ります。

施策 7▶地域の環境美化の推進

- ごみのポイ捨て防止、ペットの排せつ物の処理など環境美化に係る普及・啓発を進めます。

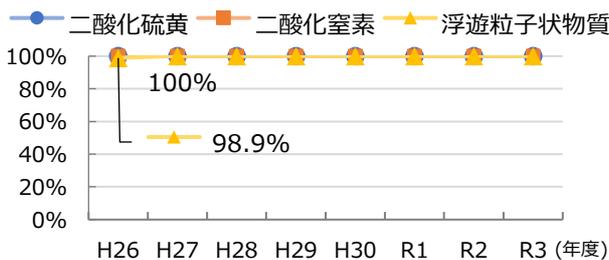


図 12 大気汚染物質の環境基準達成状況 (篠津大気汚染環境測定局)

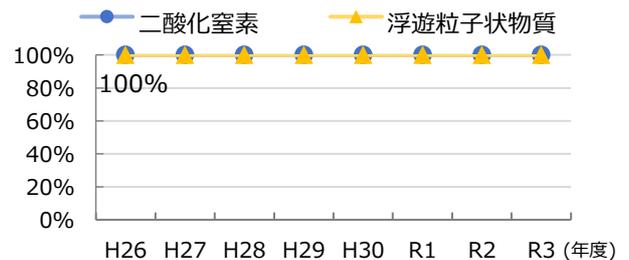


図 13 大気汚染物質の環境基準達成状況 (野幌自動車排ガス測定局)

単位：mg/L

河川名	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	環境基準
石狩川	1.0	0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.0	1.2	3 以下
夕張川	1.6	1.1	1.2	1.1	1.1	1.3	1.1	1.2	3 以下
千歳川	1.4	1.7	1.8	2.0	1.8	2.2	2.1	1.9	2 以下
篠津川	2.0	2.1	1.8	2.5	2.1	3.3	2.1	2.3	2 以下
野津幌川	2.0	3.0	3.4	3.6	3.2	5.2	6.9	5.8	3 以下
豊平川	1.6	1.2	1.5	1.9	2.0	2.6	2.7	2.8	3 以下

※千歳川については4調査地点の平均値です。

図 14 河川水質の環境基準達成状況 (BOD75%値)

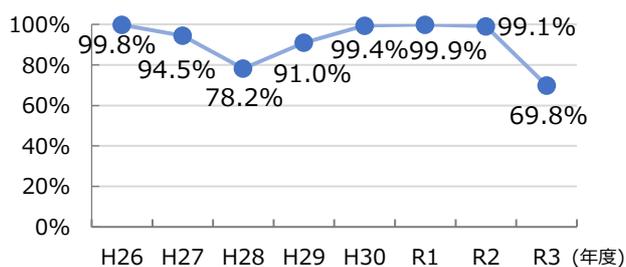


図 15 道路交通騒音の環境基準達成状況

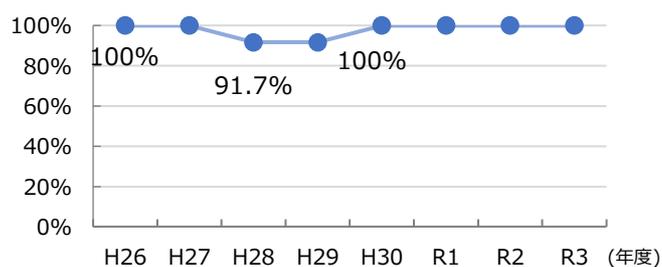


図 16 一般騒音の環境基準達成状況



図 17 EBRI (エプリ)

(第18回江別市都市景観賞「建造物部門」受賞作品)



図 18 サッポロ珈琲館 Rinboku
(北海道林木育種場旧庁舎)

(第20回江別市都市景観賞「建造物部門」受賞作品)

05 環境教育・パートナーシップ

誰もがいきいきと取組ができるまち

代表的な取組内容

施策 1▶ 環境教育・環境学習の充実

- 地域や学校での環境に関する教育や学習活動を推進・支援します。
- 環境教育活動推進員の養成など、環境教育・環境学習に携わる人材の育成を推進します。

施策 2▶ 環境情報の充実と発信

- 環境イベントや環境調査結果など、環境に関する情報を分かりやすく広く市民へ発信します。
- 様々な環境関連団体情報の集約・充実に努め、それを分かりやすい形で市民に提供します。

施策 3▶ 環境活動に関する連携・協働体制の構築

- 環境関連活動を行っている多様な主体とのネットワークの充実に努め、情報共有体制並びに相互の協力体制づくりを進めます。
- 出前環境学校や工場見学など環境学習の充実に向け、大学や市民、環境活動団体・事業者など多様な主体との連携を図ります。



図 19 ワットモニター出前授業の様子



図 20 えべつ環境広場 2022 の様子



図 21 江別野菜満喫体験バスツアー



図 22 やきもの市での陶芸・絵付け体験

4.計画推進体制と進行管理

4-1.推進体制

本計画の施策の推進に当たっては、江別市環境審議会に意見を求めるとともに、市民・事業者と連携・協働し、よりよい施策の展開に努めます。また、実施状況の把握を行い、その結果を「えべつ環境」などを通じて市民・事業者公表していきます。

広域的な取組を必要とする施策については、国や北海道、他市町村の参加する検討会議の場を活用するなど、相互に連携・協力して、その推進に努めます。

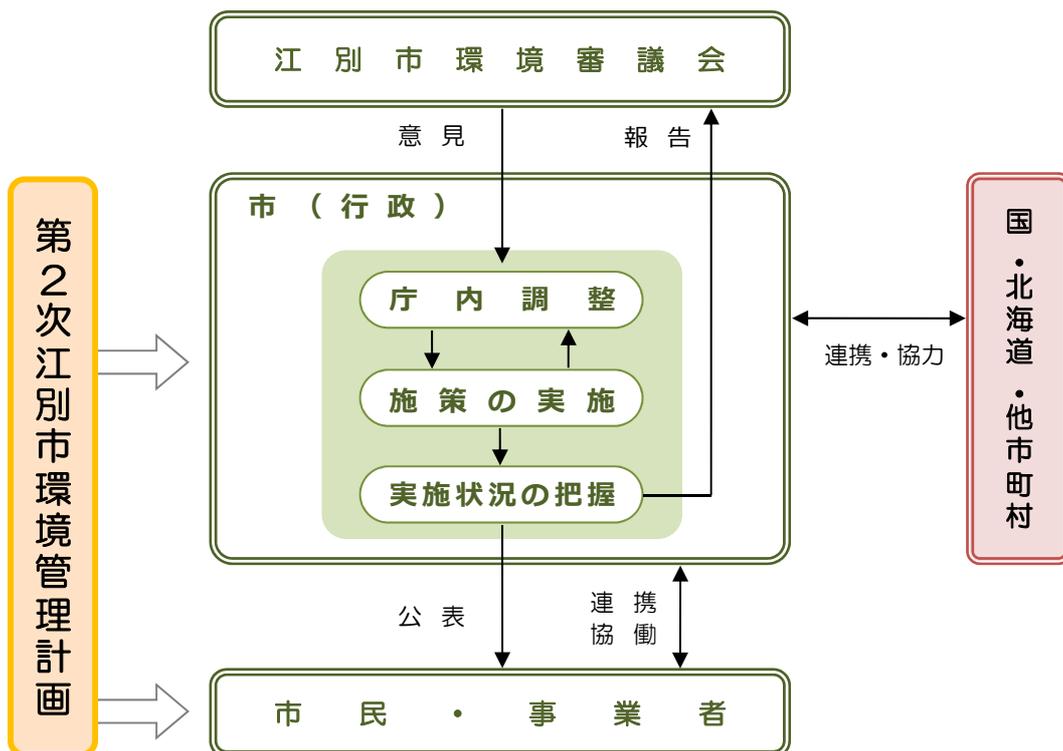


図 23 推進体制

4-2.進行管理

本計画で定めた目標が達成されているかを把握し、施策の進捗状況を確認するとともに、マネジメントの基本であるPDCAサイクルによって、適切な検証・進行管理を行います。

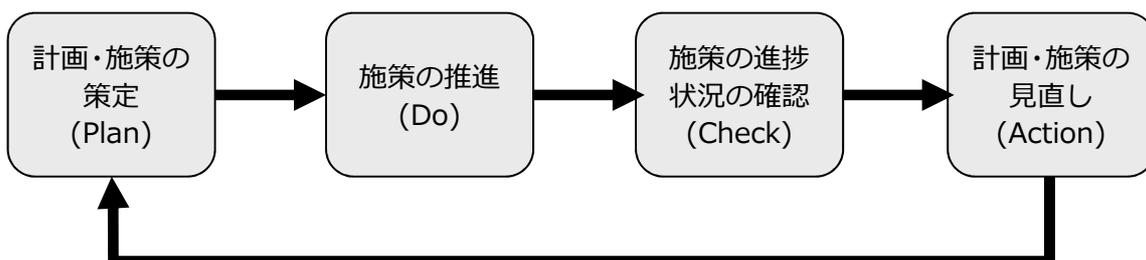


図 24 進行管理

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細



目標1 [貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 [飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 [保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 [教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 [ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標6 [水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 [経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 [持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 [海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 [陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 [平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17 [実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組 (外務省)

地球温暖化対策実行計画 区域施策編の概要

- 区域施策編とは、区域の温室効果ガスの排出の削減等を行うための施策に関する計画です。
- 地球温暖化対策推進法において、都道府県・指定都市・中核都市及び施行時特例市は、区域施策編の策定が義務付けられており、その他の地方公共団体についても、区域施策編を策定するよう努めることが求められています。
- 地球温暖化対策推進法に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて策定をすることとされています。

区域施策編の構成例

骨格の例	構成要素の例
① 区域施策編策定の基本的事項 ・背景・意義	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編策定の背景・意義 ・区域の特徴（自然的社会的条件及び各主体の特徴等） ・計画期間 ・推進体制
② 温室効果ガス排出量の推計・要因分析	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の温室効果ガス排出状況
③ 計画全体の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量削減目標
④ 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の各主体に期待される対策 ・地方公共団体が実施する施策 ・施策の実施に関する目標
⑤ 区域施策編の実施及び進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> ・区域施策編の実施及び進捗管理

● 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光・風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

● 事業者や住民による排出削減等の活動促進

その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

● 地域環境の整備等

都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

● 循環型社会の形成

その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項